**委託業務仕様書**

1. **委託業務名**

「新茶フェア」事業準備業務委託

1. **適用範囲**

本仕様書は、御前崎市茶業振興協議会（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する御前崎茶推進事業「新茶フェア」イベント業務委託（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

1. **委託業務の目的**

「新茶フェア」は、御前崎つゆひかりを広く周知するにより、更なる認知度向上及び消費拡大を目的としており、新茶時期に御前崎市内の既存イベントである茶園ピクニック及びつゆひかりカフェを活用し開催する。

本業務は、「新茶フェア」を実施するに当たり、より効果的な事業とするため、委託するものである。

1. **業務委託期間**

契約締結日から令和５年３月24日まで

1. **委託業務の内容**
2. **「新茶フェア」のPR**

「新茶フェア」の周知のため、広報用チラシ等を作成し、配布するとともに、受注者の提案による効果的と認められる媒体（SNS 等）や方法で「新茶フェア」のPRを行うこと。

1. **会議資料の調整及び会議運営**
2. 会議で必要な資料を作成及び印刷をすること。
3. 会議での資料の説明及び質疑応答を行うこと。
4. 会議の議事録（要旨）を作成し、電子データ（Word又はPDF）により、1週間以内に提出すること。なお、会議の回数は協議により決定し、会場は甲で用意する。
5. **広報用の取材、撮影及び打合せ**

広報用の取材、撮影及び打合せをすること。

1. **「茶園ピクニック」準備業務**

　「茶園ピクニック」は、４月上旬に御前崎市内の茶園にて、新茶の初摘み体験、お茶の淹れ方講座、利き茶体験等をするイベントである。

　準備業務は以下のとおり。

1. 会場のレイアウト作成
2. 会場設営に要する機材の準備
3. 茶園の管理及び使用に係る業務
4. 台本の作成
5. **「つゆひかりカフェ」準備業務**

「つゆひかりカフェ」は、イベント参加店舗にて、つゆひかり新茶及び茶菓子のセットを200円で購入でき、購入者は各店舗でスタンプを集めることにより抽選で景品が当たるイベントである。

準備業務は以下のとおり。

1. 製作物配達
2. 景品準備作業
3. 参加店舗との連絡調整
4. **「新茶フェア」の制作物作成**

「新茶フェア」実施のための製作物を以下のとおり作製すること。

なお、作製数量については甲乙協議の上決定すること。

1. 広報用チラシ

仕様：表面及び裏面４色カラー刷り以上。

数量：7,500枚

1. 広報用ポスター

仕様：A２版、表面４色カラー刷り以上。

数量：30枚

1. 茶園ピクニック用アンケート用紙

仕様：白黒刷り。

数量：50枚

1. 新茶説明パネル（一芯二葉）

仕様：表面４色カラー刷り以上。

数量：１部

1. つゆひかりカフェ用スタンプ用紙兼アンケート用紙

仕様：表面４色カラー刷り以上。

数量：3,000枚

1. つゆひかりカフェ用クーポン券

仕様：表面４色カラー刷り以上。

数量：1,000枚

1. つゆひかりカフェ用のぼり旗

仕様：Ｈ1500㎜×Ｗ450㎜、両面４色カラー刷り以上。

数量：40枚

　　共通事項は以下のとおり。

　　デザイン：甲乙協議の上作成すること。

校　　正：乙は、原稿データを甲に電子メール等で提出し、印刷の前に甲の承認を受けること。

納品場所：御前崎市茶業振興協議会事務局（御前崎市農林水産課内）

納　　期：原則としてイベント実施日の30日前までとする。なお、乙は納期までの工程を甲に提示し、計画的な製作進行を行うこと。

1. **著作権の帰属**

乙は、本業務にかかる成果物の著作権を甲に譲渡するものとする。

1. **受託者の責務等**
2. 乙の責務において、市民、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
3. 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
4. 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
5. 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
6. 乙は、個人情報について、御前崎市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
7. 乙は、参加者の安全を最優先として、十分な危機管理体制のもと事業運営を行うこと。
8. **支払方法**

業務の履行確認後、適正な受注者の請求に基づき、契約金額を一括して支払う。

1. **その他**
2. 乙は、甲との綿密な調整・協議を行ったうえ、事業を実施すること。
3. 業務を遂行するうえで疑義が生じた場合及び仕様書の定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定する。